

竹原市都市再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条に規定する立地適正化計画の策定及びその実施に関し必要な協議を行うため、同法第117条第1項に基づき竹原市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 立地適正化計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 立地適正化計画の推進に係る事業の調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、別表に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

(協議会委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 辞任又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の決定により公開しないことができる。

(部会)

第7条 第2条に規定する掌握事務に係る専門的な検討及び部門別の計画の企画立案を行うため、協議会の下部組織として検討部会を置く。

- 2 検討部会は、必要な調査研究を行い、立地適正化計画原案作成に従事する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月26日から施行する。
- 2 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表（第3条関係）

団体・機関
学識経験者
学識経験者
竹原商工会議所
竹原市女性連絡協議会
地元企業
交通事業者
広島県建築士会東広島支部
広島県宅地建物取引業協会
竹原市自治会連合会
金融機関
竹原市社会福祉協議会